平成２９年（フ）第１３号
秋田県大仙市太田町斉内字高野１番地430
破産者　安藤　　浩
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２９年（フ）第６１号
愛知県一宮市神山２丁目14番18号
破産者　合資会社柴新染工所
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２９８号
愛知県犬山市大字羽黒字堂ケ洞18番地88
破産者　有限会社テラショー
1　決定年月日　平成30年６月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１４１４号
横浜市鶴見区鶴見中央２丁目17番35号
破産者　市田木材工業株式会社
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１０３号
香川県高松市国分寺町新名536番地１
破産者　株式会社明光印刷所
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第４３号
大分県日田市中城町３番57号
破産者　株式会社ケイ設備
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大分地方裁判所日田支部

平成２８年（フ）第９９号
宮崎県延岡市島浦町756番地
破産者　有限会社長野水産
1　決定年月日　平成30年６月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宮崎地方裁判所延岡支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成３０年（フ）第４０８号
福岡県糸島市篠原西１丁目17番１―102号
破産者　田邉　信一
1　破産債権の届出期間　平成30年７月19日まで
2　一般調査期日　平成30年８月３日午前10時30分
平成30年６月19日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１７５０号
愛知県あま市木田道下98番地３　コーポ道下102号、開始決定時の住所愛知県稲沢市平和町丸渕上154番地12
破産者　渡辺　夏雄
1　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
2　一般調査期日　平成30年９月11日午後１時30分
平成30年６月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９５２号
名古屋市中村区岩塚本通３丁目５番地　ＣＡＳＡ　ＮＯＡＨ　名古屋Ⅲ　509号、従前の住所鳥取県岩美郡岩美町大字大谷788番地１
破産者　三上　大雄
1　破産債権の届出期間　平成30年７月23日まで
2　一般調査期日　平成30年９月18日午前10時20分
平成30年６月22日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０４４号
大阪府大東市寺川３丁目５番16号
破産者　有限会社トチデン
1　破産債権の届出期間　平成30年７月25日まで
2　一般調査期日　平成30年９月10日午後２時
平成30年６月25日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９０７号
横浜市鶴見区馬場６丁目１番17号
破産者　下山商運株式会社
1　破産債権の届出期間　平成30年７月26日まで
2　一般調査期日　平成30年９月３日午前11時10分
平成30年６月25日
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８５号
福岡市城南区樋井川６丁目15番14―102号
破産者　古澤　龍雄
1　破産債権の届出期間　平成30年７月31日まで
2　一般調査期日　平成30年９月４日午前11時
平成30年６月20日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１２４４号
京都市中京区蛸薬師通烏丸東入一蓮社町299番地　リヴァーク四条烏丸　801
破産者　角川　憲司
1　破産債権の届出期間　平成30年８月９日まで
2　一般調査期日　平成30年９月26日午後３時30分
平成30年６月25日
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第３１８号
福岡県宗像市広陵台５丁目１番地29
破産者　大垣内　誠
1　破産債権の届出期間　平成30年８月９日まで
2　一般調査期日　平成30年９月20日午後１時30分
平成30年６月21日
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１００１号
千葉県旭市ニの2119番地の１
清算株式会社　旭興業株式会社
代表清算人　成毛　正美
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
千葉地方裁判所八日市場支部

平成３０年（ヒ）第２５号
愛知県清須市西枇杷島町地領２丁目８番地の12
清算株式会社　株式会社ファースト
代表清算人　薗田　一成
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算終結

平成３０年（ヒ）第２０３４号
東京都港区虎ノ門３丁目11番９号シュミット虎ノ門ビル
清算株式会社　株式会社虎ノ門メサイア
1　決定年月日　平成30年６月21日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生手続における包括的禁止命令

平成３０年（ミ）第１・２号
東京都中央区日本橋堀留町２丁目４番３号
開始前会社　日本海洋掘削株式会社
オランダ王国、1101ＣＭ・アムステルダム、ルナ・アレナ、ヘリカベルグウェグ238、日本における営業所東京都中央区日本橋堀留町２丁目４番３号
開始前会社　ジャパン・ドリリング（ネザーランド）・ビー・ブイ（Ｊａｐａｎ　Ｄｒｉｌｌｉｎｇ（Ｎｅｔｈｅｒｌａｎｄｓ）Ｂ．Ｖ．）
主文　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権者又は更生担保権者となる者は、開始前会社の更生手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、次の行為をしてはならない。
1　開始前会社について更生手続開始の決定がされたとすれば更生債権又は更生担保権となるものに基づく強制執行、仮差押え、仮処分又は担保権の実行
2　上記更生債権又は更生担保権となるものを被担保債権とする留置権による競売
平成30年６月22日
東京地方裁判所民事第８部